

## 函館市技能功労者表彰実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、永年にわたる研さんにより優秀な技能を修得するとともに後進の指導育成に尽力した者に市長が行う函館市技能功労者表彰（以下「表彰」という。）について必要な事項を定め、もって技能者の社会的地位および技能水準の向上に資することを目的とする。

### (表彰の対象職種)

第2条 表彰の対象となる技能に係る職種は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく職業訓練および職業能力検定に係る別表に掲げる職種その他市長が適当と認める職種とする。

### (表彰の対象者)

第3条 表彰を受けることができる者は、毎年11月1日（以下「基準日」という。）現在において、次に掲げる要件を具備している者とする。ただし、成年被後見人および被保佐人ならびに破産者は除く。

- (1) 函館市民であって、45歳以上の者
- (2) 同一職種に係る25年以上の実務経験を有する者
- (3) 国家検定による資格または職業能力開発促進法に基づく技能資格等を有する者。ただし、特別の理由があると認める場合は、この限りでない。
- (4) 技能が極めてすぐれ、業界の技能水準の向上に貢献した者
- (5) 業務を通じて後進の指導を行い、またはその育成に寄与した者
- (6) 勤務実績および日常の業務行為において他の技能者の模範と認められる者

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に技能に関する工夫、改善等により技能者の地位の向上に寄与し、表彰をうけるのにふさわしいと認められる者を表彰することができる。

### (被表彰候補者の推薦等)

第4条 市長は、原則として、第2条に定める職種に係る産業経済団体等に表彰を受けるのにふさわしい者を被表彰候補者として推薦することを依頼するものとする。ただし、当該職種に係る産業経済団体等がない場合は、この限りでない。

2 前項の依頼を受けた産業経済団体等は、その所属事業所から表彰を受けるのにふさわしい者を募り、被表彰候補者として、市長に推薦す

るものとする。

3 前項の推薦は、次に掲げる書類を提出して行うものとする。

(1) 推薦書 1部（別紙様式1）

(2) 推薦調書 1部（別紙様式2）

(3) 履歴書 1部（別紙様式3）写真添付（推薦前6月以内に撮影した正面、無帽、上半身の横3.5cm縦4.5cm判のもの）

(4) その他市長が必要と認める書類

（被表彰者の決定）

第5条 市長は、推薦のあった者のうちから、功労が顕著であると認める者を被表彰者として決定する。

2 市長は、前項の決定に当たり、必要があると認めるときは、技能に関して知識経験を有する者の意見を聴くことができる。

3 被表彰者は、毎年10人以内とする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

（表彰の時期等）

第6条 表彰は、毎年11月に行う。

2 表彰は、表彰状を授与して行う。

3 前項の表彰に当たっては、記念品を添えるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成14年9月3日から施行する。

2 函館市技能功労者表彰実施要領（平成6年8月10日施行）は、廃止する。

3 函館市技能功労者表彰実施要領（平成14年9月3日廃止）による表彰を受けた者は、この要綱による表彰を受けた者とみなす。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。